# 長野県行政機構審議会 民間協働専門部会(第6回)議事録

開催日時 平成20年8月5日(火)午後1時30分から

開催場所 県庁3階特別会議室

出席委員 矢嶋部会長 石田委員 表委員 坂井委員 中村(高)委員 勝山委員

中村(雅)委員 堀委員

県出席者 浦野総務部長 渡辺衛生部長兼病院事業局長 藤森行政改革課長

北原病院事業局次長 岩嶋病院事業局次長 丸山工業技術総合センター技術連携

部門長 堀内教育総務課長

## 1 開 会

# (行政改革課 井出課長補佐)

定刻になりましたので、ただいまから、第6回長野県行政機構審議会民間協働専門部会を開会いたします。本県では、夏の間の冷房温度を28 以上とし、職員は軽装で執務することとしております。委員及び傍聴の皆様におかれましても、適宜、上着、ネクタイをはずしていただきますようお願いいたします。

本日はおおむね4時終了をめどにさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。議事の進行につきましては、要綱第4の規定に基づきまして、矢嶋部会長にお願いいたします。

#### 2 議 事

#### (矢嶋部会長)

それでは座ったままで失礼をいたします。委員の皆様には、猛暑の中をご出席いただきまして ありがとうございました。ではこれより私が議事を進行させていただきたいと思います。ご協力、 どうぞよろしくお願い申し上げます。

前回まで、5回にわたりまして、当部会に求められている事項について、ご議論をいただいてまいりました。中でも県立病院の問題を優先して検討するということで、県立病院の直面するさまざまな課題、そしてその課題の解決に適した組織形態はどうなのかということにつきまして、比較検討をしてまいりました。前回は先行事例ということで、独立行政法人化を実施している岡山県の状況をつぶさにお伺いできたところでございます。

本日は第6回目の会議になりますが、平成19年度の病院の決算状況がまとまったということでございますので、まずそれをご報告いただき、あわせて6月県会での論議の状況や、当部会の本体組織であります行政機構審議会での質疑の状況、それと前回、会議で各委員から質問が出されておりましたいくつかの事項につきましても回答をいただきたいと思います。一括まとめて事務局から説明をお願いしたいと思います。

< 資料1について、岩嶋病院事業局次長から説明>

ありがとうございました。前回以降の状況の報告及び意見に対する回答等あったわけでございますが、委員の皆さんからご質問等ありましたらお受けしたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、もしありましたら、後ほどでも結構ですので、お願いをしたいと思います。

# (1)県立病院の経営形態について

#### (矢嶋部会長)

それでは、本日の主要な議題になりますが、議事の(1)「県立病院の経営形態について」に入ってまいりたいと思います。議論を整理しながら進めたいと思いますので、まず県立病院の経営形態の比較検討についての前回までの議論の状況につきまして、事務局でまとめていただいておりますので、その説明をいただきたいと思います。

< 資料 2 - 1 について、岩嶋病院事業局次長より説明 >

# (矢嶋部会長)

ご苦労さまでございました。ただいまのその1の資料につきましては、検討の前提となる事実関係を主にまとめていただいております。これまでの審議で、大分議論をしてきましたので、多分これはそれぞれ了解されていると思いますが、特にご質問等ございましたら、お出しをいただきたいと思います。

#### (中村(高)委員)

資料2-1の6ページ、(1)の「安定した医療提供をおこなっていくための人事制度の構築」というところで、今の(運営形態の)デメリットが書いてあるわけです。その5行目、「この結果、看護師等の年度途中での退職に対し、随時の補充が行えないことに伴う職員の負担増、医療サービスの質の維持が困難である」という書き方ですけれども、これは仮にどんな運営形態であっても、年度中途の退職に対する補充は、制度の問題ではなくて、今の看護師不足の問題であって、これを今の(地方公営企業法の)一部適用の制度の問題にするのは誤りではないかと思います。どんな形態にしたとしても、今の状況、看護師不足の状況はこのことでは解決できないのではないかと思います。

#### (矢嶋部会長)

ありがとうございました。それは中村(高)委員の意見ということでよろしいですか、何か答えをもらいますか。

#### (中村(高)委員)

もし答えがあればあれですけれども。

県の方で何かコメントができればしてみていただけますか。

## (岩嶋病院事業局次長)

現実に職員を採用することは、制度上いつでもできるかと思います。現実にどのような運営がされているかといいますと、看護師不足が起きたときは臨時的任用で対応する。正式に採用するのは、昨年は年に2回試験をやりましたけれども、試験を行いまして、4月1日に採用するという形態をとっております。ですから、現行の採用の形態を考えれば、現実には随時に正規職員の採用という形態にはなっていない、そういう意味で、ここに記載したわけです。もちろんこれにつきましては制度の運用上の問題も含めてのことでして、現実に正規採用が年に1回という、これはずっと事実として続いておりますので、それについて弊害といいますか、課題があるということで記載をしてあります。

#### (矢嶋部会長)

ありがとうございました。それは資料作成の趣旨ということでございますので、一応ご了承を お願いしたいと思います。

それでは資料2-2、議論の整理(その2)について、説明をお願いしたいと思います。

< 資料2 - 2 について、岩嶋病院事業局次長から説明>

#### (矢嶋部会長)

ありがとうございました。ご苦労さまでした。ただいまの「議論の整理(その2)」の資料につきましては、県立病院の経営形態についてのこれまでの議論を整理していただいております。

前回の部会でも大筋ご了解をいただいておりますように、本日の会議では、これまでの審議の取りまとめをお願いいたしまして、一定の方向性を集約できればと思っております。そんなことを念頭におかれまして、資料についてのご質問も含め、検討課題であります、経営形態のあり方につきまして、委員さんからご意見をいただきたいと思います。どなたからでも結構ですが、口火を切っていただきたいと思います。もちろん資料のご質問も結構でございますので、ご質問、それから経営形態にあり方についてのご意見等いただければと思います。

## (坂井委員)

質問ですが、資料1-6のところにも出てきますし、資料2-2の、独立行政法人の特徴、メリットのところに中期目標という言葉が出てきます。これにつきまして、地方独立行政法人になったときに、中期目標とか中期計画を作成するのは、これは個々の病院がつくって、それを知事に出して、知事がそれを認めた場合に、これを県議会に出すという形になるのでしょうか。

#### (岩嶋病院事業局次長)

まず目標と計画を整理したいと思います。中期目標は、知事がつくることになります。これだ

けのサービスをこのようにして提供してほしい、このような点に留意してこれだけやってくださいと、あるいは、病床はこれだけ利用できるようにしてくださいだとか、そういう目標を立てます。それを法人側に示します。その示されたものに従って、病院が中期計画をつくることになります。ただ、これは現実には、勝手に目標をつくって勝手に計画をつくるというわけではありません。現実にはすり合わせを行いながら、目標をつくり、計画をつくるというのが実態となると思いますけれども、制度上からいえば、知事がこれだけのサービスをこのようにして提供してください、それを実現するためには、この計画で実現いたしますというのが、法人側から出るということです。

それともう一つ、法人の経営形態については、ここでは一つの法人にする、あるいは分散した 法人にするという議論をされておりませんけれども、一般的には、法人が計画をつくるとしても、 個々の病院、置かれた状況が違います。どういう医療ニーズがあってどのように提供していくか、 というのはその病院によって違いますので、仮に法人が計画をつくる主体となったとしても、現 場の病院の意見を十分聞いてつくることになるかと思います。

# (坂井委員)

わかりました。

## (矢嶋部会長)

よろしいですか。それでは、ご質問を含めましてご意見をちょうだいしたいと思います。今日、できればまとめをしたいと思っていますので、今日は全員の委員さんにご意見をちょうだいしたいと思いますが、それではお一人ずついただいてよろしいですか。表委員さん、いかがですか。

# (表委員)

これまでの議論で、県立病院が置かれている状況、そして課題についてはかなり明らかになってきたと思います。そして、この専門部会のテーマであります、経営形態についての内容についての報告に基づく情報の共有といいましょうか、それに関しては、かなり深まったと思います。

今日の報告等々にもあちこちにそれが出てきておりますけれども、私も以前の専門部会でも言いましたけれども、経営形態を変えることが即改革につながるというものではないのであって、どのような目的のもとに、どのような将来像を描きながら、どこに行くのかということが明確にならないと、この最適な経営形態というのは見えてこないと思うんです。取り得る経営形態が、今、5つ示されているわけですけれども、それぞれの形態についてのメリット、デメリットを議論することはできますけれども、それでは即、それぞれの長野県の県立病院の現状に即してどのような経営形態をとるのが最も妥当なのかというのが、やはりそれぞれの病院の将来展望も含めた中で議論されて初めて明確になってくることなのではないかと私は強く感じているわけです。

そしてそれと同時に、一つの経営形態が選択されたとしても、それを実現していく過程における取り組みが、どのような取り組みとして県で展開されるのかということについても示されておりませんし、逆にこの専門部会でそれが議論できるテーマであるのかどうかということも明確でないということも含めて、ある意味で私自身、現段階では何とも判断のしようがないというか、5つの経営形態についての、それぞれの特徴とそれぞれの意味と意義については理解したつもり

でいるんですけれども、それが今日の長野県のそれぞれの県立病院の現状の中から、今、取り組んで苦労されている課題を解決していく経営形態としてどれが最も適するのかということに関して、何かまだ不足感があるといいましょうか、情報についての、私自身は今そういうところにいる。ですので、委員の皆さんのご意見もお聞かせ願いながら、判断をしたいと思っています。

## (矢嶋部会長)

ありがとうございました。それでは坂井委員さん、ご意見をちょうだいできますか。

## (坂井委員)

私はこの会議に5回参加させていただいていろいろ考えてきたんですが、私自身、卒業以来、 大学と自治体病院にずっと勤めてきた関係で、いわゆる地方公営企業法の一部適用の中で長く仕事をしてきました。ところが、いろいろな制約がありました。私が定年で院長をやめる数年前から、一部適用では、とても今の段階では自治体病院というのは立ち行かないだろうということで、 少なくとも全部適用をお願いしたいと町に働きかけまして、町長の理解、議会の理解も得て、全部適用にさせてもらったわけです。そういう中で県立病院の話が出てきたわけです。

まず第一に県立病院には、広く県民に十分な医療を提供でき、県民はどこにいてもそれを受けることができるようにしなければいけないという設立理念があるのではないかと思います。それは過疎とか、地理的に特別な地域であるところでもあるでしょう。それから小児の病気の中で、いろいろな難しい病気、急を争う疾患についても、きちんと県内で完結できるような機関がなければいけないということで、こども病院ができた。さらに須坂にある、一類や二類感染症対応の病床といっためったにないけれどもきちんとした治療ができなければいけないというような、県民にどうしても求められるニーズがあります。これらについては、県が責任を持ってやらなければいけないだろうと考えます。それから、働く職員がモチベーションをきちんと持ってできる、そういう体制でないといけないということで、今までの一部適用の中ではいろいろ制約があったと思います。

したがいまして、今までの議論の中では、今、ここで選択肢を求められるとすれば、独立行政法人の形で、非公務員型なのか公務員型なのかというのは難しい<del>ん</del>ですけれども、今、ここに書かれていることを素直に受けとれば、非公務員型の方がいいのかなと私は今考えているところです。しかし、私たち現場の人間が考えていかなければいけないのは、自分たちがいる病院が、地域の人たちに何を求められているかということを一番知っているのは現場の人間ですので、その職員が一丸となって、その地域におかれた特殊性、それから自分の病院の置かれた役割をきちんと果たせるようにしていかないと、どんな形になってもこれはうまくいかない。ですから、今後もどういう形になるにしても、やはり職員がきちんとみんなで力をそろえて意見をまとめて、その地域なり、その病院のニーズにこたえるような体制をつくっていかなければいけないと思っています。結論からいえば、現在の状態では、この独立行政法人がいいのかなと思います。少し長くなりましたけれども、以上です。

# (矢嶋部会長)

ありがとうございました。それでは中村(雅)委員さん、ご意見をちょうだいいたします。

## (中村(雅)委員)

私も昨年の秋以来、検討を重ねてきたり、さまざまな関係者の方々からのご意見もお聞きし、 あとは長野県の県立病院という実情も考え合わせますと、経営形態の見直しが必要で、地方独立 行政法人がよろしいのではないかという意見です。

県立病院を取り巻く状況は非常に困難ですので、県立病院の経営形態、今までどおりのものであってはいけないと思います。経営形態を変えることとともに、それから病院職員の意識改革も進めていただいて、経営形態ありきではなく、そのほかのファクターというんですか、要素も含めて変革していっていただくのがよろしいのではないかという意見でございます。以上です。

# (矢嶋部会長)

ありがとうございました。それでは堀委員さん、ご意見をちょうだいできますか。

# (堀委員)

県民にとって、適切な医療をどこでも受けられるという必要性、これは十分、今回の会議で理解はできたと思っております。ただ、一つ、今回のこの部会の中で一番重要になっていることは、やはり大変、県の財政が厳しくなってきている。これは県だけではなくて、国もそうですし民間も、財政というものが、すべてが今までの延長線の中では、日本の社会が立ち行かなくなってきている時期に来ているということを十分理解して、そのための会議であったかと私は感じております。

今回の、いくらか県民がこの累積損等も負担をしていくという中において、やはり県民の人たちに赤字でもどのように理解をしてもらうかと、きちんと理解をしていってもらうというようなことが非常に重要ではないかと私は考えておりまして、それに向けては、やはり民間の目線で改革をどう進めていくかと。今までの延長線ではなくて、民間の目線の中でどのように改革を進めていて、ここまで改革をしたけれども、これだけ不足をしていますからということで、県民の人たちに理解をしてもらうということが非常に重要ではないかと感じております。その改革を進めていくためには、やはり今までの延長線ではなくて、民間の目線ということを強くここへ入れていくことが重要であります。それに向けては、私は先ほども出ている県職員の自分たちの権利というか、そういうものもすべているいろな部分を見直した中でやっていかないと、民間の支持というか、県民の支持というのは受けづらいのではないかと私自身は感じております。以上です。

## (矢嶋部会長)

望ましい経営形態はどういうものだろうかというご意見については何かいただけますか。

# (堀委員)

私は、前もお話をしたんですけれども、経営というものを民間レベルの方を、だれか経営者として第三者なりコンサルタントなり、そういうところが入っていろいろなところの見直しの検討をしてみるということが必要ではないかなと。そうでないと、やはり県民からのきちんとした理解と支持は得られないのではないかと、そう感じております。以上です。

すみません、今、経営形態の選択肢としまして、現在のままというのもあれば、(地方公営企業法の)全部適用というのもあれば、独立行政法人化という選択肢もあれば、まさに一番民間に近いのは、指定管理者で全く委託してしまうような形態もあるんですが。堀委員さん、それについてはどの選択肢が一番望ましいというお考えですか。

## (堀委員)

私は指定管理者ということも含めて、まだその辺のところははっきり自分の中でどれがということは、そこまで決断というか、自分の中でそこまで細かくは詳しくは理解はしていないんですけれども。やはり一番最後の民間レベルの指定管理者ということも含めて、検討をしていくべきではないかと、私は思っております。

# (矢嶋部会長)

では特にどの類型ということではなくて、かなり民間・・・

# (堀委員)

そうです。検討の段階では、やはり民間の人がきちんと入るなり、コンサルタントが入るなり、 民間の病院と何がどう違うのか、どういうところが差があるのかということをはっきりきちんと 表記をして、改革を進めていくことが重要ではないかと感じております。

#### (矢嶋部会長)

それでは特にどの類型というご意見は、今のところはお持ち合わせはならないということでよるしいですか。それでは中村(高)委員さん、ご意見ください。

#### (中村(高)委員)

私は、病院がそこに成り立っていく基本は、もちろんいろいろ条件はあるでしょうけれども、何といっても、そこに働く人がいるかどうかということがなければ、病院というのは成り立たないわけです。人材の確保というのが、運営にとって、その成否を決めていくと思っています。今の医療崩壊の最大の要因は、医師をはじめとした医療スタッフの不足だと思います。かねてから主張しておりますけれども、独立行政法人になったからといって、総人件費が増えるわけではないわけです。多くのスタッフが賃金面を中心に労働条件がよくなるとは限らないわけで、とりわけ高齢層にとっては厳しい状況になってくると思います。事実、大阪の状況でいえば、ベテランのスタッフが非常に流出をしているということで問題になっているようです。考え方はいろいるあるでしょうけれども、やはり医療スタッフは、経験のあるベテランもいなければ、どうしても良質な医療のサービスの提供はできないと思っておりますので、そういったことは問題になるのではないかと思います。

先行している法人の例で、資料の1-3にありましたが、医師の確保は特に難しくはなっていなくて、確保できているという資料になっているわけですけれども、いずれの病院も比較的都市

部にある病院です。木曽や阿南など、そういったへき地の病院で、そのことが通じるのかどうか、 比較ができるのか、それは大変疑問だと思っています。木曽や阿南の病院に勤めている今のスタッフは、若い層はほかの地域の出身者が非常に多くなっているんです。かつて木曽病院などは、木曽高校に衛生看護科があって、県立の看護学校があって、そこから来て地元の人が多かったわけです。今は、高学歴化になってきているということもあって、地元の人が少ないわけです。ですから、賃金、労働条件が引き下げられればその流出に歯どめがかからないということ、そういう事態が起きるということになるかもしれないということを非常に懸念しているわけです。そういった働く人の意向を検討せずに独法化するというのは、非常に危険だと思っています。

もう一つ、私、公務員というか、県職員であることの意義は小さくないと思っています。地方 公務員法に服務の根本基準ということで、第30条に「すべて職員は全体の奉仕者として公共の利 益のために勤務し」とあるんですね。公務員制度によって縛られることが、今回、非常にデメリ ットと強調されていますけれども、果たして、本当にそうなのかどうかということです。もちろ ん病院の職員はどんな運営形態、設立団体であっても、今はもうけのためにやってはいけないと なっていますから、住民の医療を守るという、そういった共通の使命はどの病院でもあるという ことだと思います。自治体病院の職員というのは、そういったことだけじゃなくて、地域の医療 の問題とか、あるいはその地域そのものの問題も含めて、視野に入れた働き方が求められると思 います。木曽にあって、木曽の地域に病院がどういう役割をして、そこの病院がなくなったらも うそこ住めない地域になってしまうということです。そういう意味合いがあるわけで、多かれ少 なかれ、今の職員がそういった全体の奉仕者の立場で働いている、役割を考えていると思ってい ます。独法になったらそのことがなくなってしまうと私は思わないけれども、そういった意識の 差が出てくるのはあると思っています。労働条件は、県立が高いということを言われております けれども、決してそんなことはなくて、今でも夜勤が10日を超えるという、そういう厳しい労働 条件で働いているわけで、民間病院についてもそういうことは言えます。目指すべき労働条件が どんどん後退させられるという、そういった怖さはあるような気がします。

もう一つは、(病院が)サービスを提供してそのサービスを(住民が)受けるという流れになってきていますけれども、先ほどの国立病院機構の評価もそういった観点が強いように思いますが、やはり自治というのは、自分たちがその地域をどうつくっていくかということになるわけで、そういったことを担保する制度ということは必要です。ですから、公的に行うということは非常に重要なことだと思っています。そういった点で、県職労も地元の首長と懇談をしていますけれども、木曽町の田中町長と懇談した際には、社会保障制度、特に医療制度の崩壊を大変心配しています。さきほどの資料で見たとおり、日本は医療に対してそんなにお金を使っていないわけでありまして、そういうことで心配をされており、そういった核である木曽病院が、民間に近づくような運営には大変に危惧や懸念を抱かれていたと私は受けとめております。

そういった点で、運営の自由度を上げることは大事だと思います。ですから、今の一部適用の 形態の方向というのは、それは変えなければいけないと思いますが、一気に独法化ということと いうのは、私は、危険性を持っていると思いまして、まずは地方公営企業法の全部適用にすべき です。独法については、地方独立行政法人は数病院の事例しかありませんけれども、全部適用の 場合には多くの経験があって、そこでの成功事例もあるわけで、そういったことを前提にすべて きではないかと思います。

ありがとうございました。それでは勝山委員さん、ご意見をいただけますか。

#### (勝山委員)

私はここに参加した当初から、すべて民営化とか民間委託をすればいいということではない、病院のことではなくて、一般的に民営化、民営化といわれておりますけれども、すべてが民営化すればいいというわけではない、それからすべてが民営化できるわけではないと、逆に民間の立場からいいますと、何でも民営化してくれるなと申し上げてきたわけであります。基本的な考え方は変わっておりません。公的なといいますか、行政でやるべき仕事はあるだろうと。ただ、民間でできるものを、行政が介入することによって、民間の仕事をさまたげることはしてはならないだろうとは思っています。

県立病院につきましては、この部会の当初からいろいろと勉強させていただいてきたわけであります。そういった意味で、民間の目から見ますと、非常に経営の自由度がないということ、経営責任もあるんでしょうけれども、ある意味、経営責任は薄い、それで経営の自由度がないという観点からすると、経営という立場から見ると、それぞれの機関、組織でやりたいことが本当にできていないのではないかと思います。そういう観点からいくと、結論的には独立行政法人がいいのではないかなと思っております。

ただ、これに持っていくに際しては、どういう人が一番の責任を持ってやるかという点において、医療に長けているということも同時に、組織運営とか経営に長けているという観点といいますか、その組織する全部の従業員、人の意識を同じベクトルで持っていけるというような卓越した識見を持っている人がリーダーにならなければならない、その辺の発掘が一番の肝心なところになるのかなと思っております。ただ、経営責任があるということは、またいけなければいろいるチェックするような組織になっているようですから、その場合、いつでも交代ができるということであればいいのではないかと思います。

これ(独立行政法人)をやっていくときに、公務員、非公務員というようなことが課題になりますけれども、基本的にこういうことを検討するときに、その言葉が入ってくること自体が、民間の立場からすると非常に不可解な話でありまして、どういった経営形態がいいのかというときに、公務員か非公務員か、では純粋に民間でやっているのはどういうものだと、公務員というのは、あらかじめ与えられた権利であるかのようなことで議論されるのは非常におかしいことであるという感じがいたしております。ただ、今、検討しているのは県立病院であるということからすると、その地域における重要性というのは、これまた民間として非常に理解できるところであります。

そこからしますと、普通だったら、逆に民間の現在ある病院の拡充をするということを支援すること自体、行政の役割かもしれません。だからそういったことで、県立病院云々ということを検討する余地はあるかもしれません。ただ、現状ある県立病院で、それぞれの地区で、一部は実際に見聞きしてまいりました。そういったところの、現実を踏まえて考えていくと、いわゆる純粋な民間ということよりも、一つその手前の段階の独立行政法人ということで、長野県、あるいは県議会のチェック機構が入った中で、経営の自由度を持たせるというところの形態にとどめる

べきが現実的なのではないか、ということの結論であります。

## (矢嶋部会長)

ありがとうございました。それでは最後に石田委員さん、ご意見をちょうだいできればと思いますが。

## (石田委員)

私自身、須坂病院と県立こども病院を拝見させていただきまして、この地区の医療に十分に2つの病院が貢献されていると思いますし、私自身、ほかの県の公立病院いろいろ拝見しておりますけれども、私としては、県立病院含めた公立病院の使命というのは、県民、市民の医療をしっかり守ると、これはある意味で、県民、市民の最後のとりでだと思うんです、医療の面では。そういう意味で、県民の医療をしっかりと守りながら、いかに民間並みの効率的な経営が実現できるかと、この2つの目標を実施しなければいけないと、今、考えております。

現状を踏まえての、できる限りの改革をしていくということもまた必要だと思いますので、確かに地方公営企業の全部適用という手法もあるわけですが、やはり県の組織の一部であるという限界はあると私は思っておりますので、地方独立行政法人化の方が、最初に申し上げたような視点からすると、望ましいのではないかと。理由につきましては、資料の2 - 2 で書かれているとおりですが、特に経営の自由度が保障されるということが重要ですし、独立行政法人ですから、公的関与がしっかりとあるということも、制度上、担保されているということですので、その方がよろしいのではないかと思います。

さらに言いますと、国立病院、あるいは国立大学の附属病院が既に独立行政法人化しておりますので、同じ公的な病院である県立病院が従来のままの経営形態というのはやや、よほどの理由がない限り、なかなか県民の皆様には説明がしにくいのではないかと。ただ、非常に小さな規模であるとか、今、拝見していますと、全体の病床数は1,100ぐらいあるようでございますので、相当なロットもございますので、そういう面からいたしましても独立行政法人化が望ましいと。指定管理者というご意見もあったようなんですが、私のイメージとしては、指定管理者というのは、公立病院のような場合、かなり診療報酬とか、複雑な会計を抱えたような施設にはやや向かないのではないかと。しかもやや公的な関与が下がってくるという面からすると、公立病院にはややなじまないのではないかという意識は持っております。以上でございます。

## (矢嶋部会長)

ありがとうございました。それぞれひと当たりご意見をいただいたんですが、少し言い足りないとか、補足して意見を言いたいという方がいらっしゃったら、ちょうだいしたいと思いますが、いかがですか。

表先生、先ほどちょっと類型は決めかねるというご発言があったんですが、ほかの委員さんの 意見を聞いて、特にさらにいただけるご意見はありますか。

#### (表委員)

認識はそんなに違わないと思っています。ある意味で、ぎりぎりのところの判断の問題として、

組織を変えてしまったら後戻りはまずできないということがあります。そう簡単にころころと組織形態を変えられるものではありませんから。だとすれば、組織形態を変えることによって、何をどう変えて、それによって変えたことのメリットを最大限にしていくということが、どこまで明確化されるのかというのが、やはりどうしてももう一つほしいんです、私には。

それで、今までの議論の中で、現行の形態の中で、実際の病院長をはじめとする病院スタッフ が一番苦労されているのは、やりたいことができないままにいるということです。やろうと思っ てもなかなか、いろいろな制約の中で早急に取り組めない問題が残っている。医療行為そのもの についてもそういう部分が残っている。これはある意味では、県民にとっても大変な損失なわけ ですから、そういうことを可能にする病院経営になってもらいたいわけです。そのときに、経営 責任を明確にできる組織においては、その責任者が判断することによって改革に取り組めるわけ ですから、そういうところはかなり前進的に受けとめることはできる、当然それを目指して改革 をするわけですから。ですから、それぞれの病院が何をしたいのか、そして、我々が見せてもら った各県立病院もその地域の状況も、地域から期待されている内容も、置かれている状況もそれ ぞれ少しずつ違うわけですので、今ある県立病院をすべて独立行政法人に移すということが妥当 なのか、あるいは、例えば医療の部分に関してはそれぞれの、当然、病院単位で取り組まれてい くわけでしょうけれども、それ以外の管理部門のところを含めて、統括した県立病院機構、独法 としての機構がつくれないのかどうかという、移行するにしてもいろいろな形態が考えられ得る。 どれをとるべきかということも含めて、やはりこれはどこかでそれに移行というときには、それ を実現するための組織も含めて取り組まれていくんだと思います。ということの、言ってみれば 条件を一つずつ明確にしながら、もし独立行政法人の選択をこの部会として結論が出たときにも、 それをつけてもらいたい。ぜひそれは、それぞれの委員の方たちの思いも含めて、そういうこと をつけた議論に最終的にはしていってもらいたいと。

ですから、私自身のその5つの形態の中でとり得る組織があるとすれば、それは非公務員型の 地方独立行政法人が、法人形態としては妥当だろうと思いますけれども、そこへ一挙に行くかど うかというところにおいての、やはりまだ逡巡が残っているというところなんですね。

## (矢嶋部会長)

ありがとうございました。堀委員さん、さきほど石田委員さんから、指定管理者方式というのは、という話があったんですけれども。その点お聞きになって、何か思うところがあればご披露いただけますか。

## (堀委員)

やはり、先ほどもお話しをさせていただいたんですけれども、石田委員からお話がありましたとおり、経営責任というのがきちんとしているということが重要ではないかと思います。それをできるような形態にしていくというふうに進めていってほしいなと感じております。

#### (矢嶋部会長)

ありがとうございました。ほかに、特にご発言がこの問題でおありになればと思います。 それぞれニュアンスが少しずつ違うご発言があったんですが、特に中村高弘委員は、非常に懸 念される点が多い、危惧される点が多い、そういったことを中心にしたご発言がございました。 大勢としては独立行政法人化について、こういう方式であろうという意見が多かったと思いますが、それでも坂井委員さんからは、地域に、今、何が求められているかと、こういうことを自覚した上での独立行政法人化が当然必要であろうとか、あるいは、中村雅展委員からは、独法化はいいんだけれども経営形態ありきではないと、中身がどういう運営になるのかと、これが問題だというご発言がございました。そのほか、独立行政法人化についての支持の意見が多かったんですけれども、それぞれいくつかのことを前提に、実際にそれらに移行していくに当たっては、あるいは運営をしていくに当たっては十分に気をつけるべきだということで、ご意見があったかと思います。本当にありがとうございました。

おおむね、全員の意見を聞きまして、方向性は見えてきたのかなという感じがしております。 県立5病院の経営形態としては、現在の経営形態ではさまざまな制約があると、これはほとんど 共通の認識でございます。そして、取り得る方向としては、まず民間の経営活力を導入していく べきであろうということです。ただ、そのやり方が、もう少し慎重に事を進めるべきであるとい う意見もあれば、あるいはもう少し広く民間のいろいろな意見、やり方をもう少し研究してやっ ていこうという意見もあったような気もいたしますが、大方としては、独立行政法人化という方 向が一番いいのではあろうと、このように私としては受けとめたわけでございます。いくつか懸 念される意見も中村高弘委員さんから出されました。とりわけ、病院の地域における責任の問題、 それから職員の公務としての力の発揮の問題、そのような問題がありますが、いずれも大変重要 なご指摘、ご意見であると思います。

当部会としてのまとめをしたいと思いますが、当部会といたしましては、留意すべき事項、これはたくさんあるけれども、それには十分留意をしながら組織変更の手続を進めていくように、という意見をきちんと付した上で、県立病院については、地方独立行政法人とすることが最もメリットが大きいのではないかという方向性で集約させていただければと思っております。どうぞご了承のほどをお願いしたいと思います。なお、特にこの問題でご発言があるようでしたらさらに承りたいと思います。

## (中村(高)委員)

今のおおむねの方向性としては、そういうことでまとまってきているということは私も認めるところでありますが、やはり私としては独法化は懸念があるので、全会一致でそういう方向になったということでは、ちょっと賛同しかねるので、そういう懸念があることはあるとしていただけないかと思っています。

その上で、仮にこれで行政機構審議会の答申ということになろうかと思います。そこでの議論 もあるかと思いますが、その上で、県として決定をしていくことになろうかと思います。その際 にやはり拙速な決定ということは避けていただいて、住民や職員、そういったところの説明が十 分にされるべきだと思います。

それと、その上で懸念される状況が、地域からわき起こるということも想定した場合には、そ ういった検討もまた見直すということではないかと思っております。

## (矢嶋部会長)

大変、事実関係としても最もな発言だと思います。重く受けとめたいと思います。今後、県側で検討が始まるということになると思いますが、その場面でも配慮できる部分はしかるべく配慮をしていただきながら、組織変更手続を進めていっていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

#### (表委員)

一つだけつけ加えていいですか。今、中村(高)委員のおっしゃったことにつけ加えたいのは、今、中村(高)委員は、移行に当たっての過程で住民だとか職員の意見を十分に聞くべきだと、尊重すべきだという主張をされましたけれども、私はそれにプラスして、運営においても、その要素というのは非常に重要ですので、そういった要素を含めた運営委員会的な組織ができるような、できるまでの過程も大事ですけれども、できたあとの運営において、いかに地域の方たち、あるいは、それらの方たちも含めた民主的な運営がされていくかということが、中村(高)委員が懸念されていることを払拭できる経営、そして効率的にも効果の高まるような運営ができる、その努力が保たれることだと私は考えておりますので、ぜひその辺のところも何らかの形で入れていただけるとありがたいと思います。

### (矢嶋部会長)

ありがとうございました。先ほどの発言も、坂井委員さんの発言、それから勝山委員さんの発言も、当然、新しく始まったあとも、その地域における病院の重要度、地域における重要性ということを認識しながらやるべきだという話がございますので、当然、その辺のくだりは認識してもらっていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。ほかにつけ加えてございますか。

どうもありがとうございました。今までのいろいろな意見をまとめて、また次回につなげていければと思います。

それでは、ここで一たん休憩といたしたいと思います。現在が2時50分ですから、ちょうど3時から再開したいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

#### (休憩後)

#### (2)県立大学及び試験研究機関の経営形態について

## (矢嶋部会長)

それでは時間になりましたので、会議を再開したいと思います。

議事の「(2)県立大学及び試験研究機関の経営形態について」に移りたいと思います。大学及び試験研究機関の経営形態につきましては、第1回、第2回の専門部会で若干の議論をいたしましたが、その後は、県立病院の経営形態について優先して取り組むということで進んでまいっております。時間もたっておりますので、再確認を含めまして議論の状況を、事務局でまとめたものを資料として用意をしていただいております。また外部監査、それから県会等でもこの関係での意見が出ているようでございますので、あわせて事務局から説明をお願いします。

<資料3について、藤森行政改革課長から説明>

#### (矢嶋部会長)

ありがとうございました。それでは、県立大学、試験研究機関につきまして資料説明があった わけですが、ご質問、ご意見等ありましたらお出しをいただきたいと思います。

## (堀委員)

質問ですけれども、(短期大学は)四年制に移行していくと、存続ができていくということでしょうか。なぜ、短期大学だと廃校になるという、四年制に変えれば廃校にならなくて、この少子化で人口が減少していく中で四年制になれば、運営が、例えば生徒も集まるし、そういうことなんでしょうか。どういう理由でその四年制というか、その辺が少し説明をできたらしていただければと思います。

## (矢嶋部会長)

県側の方でご説明をいただけますか。

# (藤森行政改革課長)

地域のご要望にはさまざまな理由があるかと思っております。一つ、具体的なところでご説明申し上げますと、資料3-2、先ほどの包括外部監査人の報告をごらんいただきたいんですが、 1ページのところでございます。

一番最初の「四大制について」ということでございますが、現在、短大の生活科学科というところで栄養士の資格が卒業すればとれるようになっています。実は、県の機関、県立病院で栄養指導をしたり、保健所にいる栄養士というのは、一格上といっていいのかわかりませんが、管理栄養士という資格がございます。それについては、四年制になると国家試験の受験資格が得られるわけですが、短大の卒業としては、栄養士としてその後3年間の実務経験が必要ということで、この点についていうと、短大のままでいては、栄養士に関していうと将来はないだろうと、四大化した方が管理栄養士の受験資格が得られるということで、四大にしたらどうかというのが、この包括外部監査人のご意見でございます。そのような理由、それから地域のいろいろな方からの、どうしても短大ではなく四大にしてほしいというような、いろいろな理由からの要望もあるかと思います。

## (矢嶋部会長)

ありがとうございました。

#### (堀委員)

地域の理由というのはどういう要望なのか、どういうところからどういう要望が挙がってきているのか。

#### (浦野総務部長)

今、いただいている一番大きなものは、やはり同窓会の皆さんからの意見というのが多いです。 それから、地域というのは長野市もやはり、長野市全体がという意味ではなくて、四大化をということでお考えの向きもございます。というのは、長野市でみますと、信州大学はいくつかの、教育課程の分野とか工学分野があるのでございますけれども、いわゆる文科系の大学というのが長野市の中にない。そういう意味での人材育成をできたらどうかという、多分お気持ちなんかもあるんだろうと思います。そういったことで、四年制の大学をということを、同窓会は自分たちの大学を育てたいとい、それから地域では、どちらかというと、そういう人材を育成をするものがほしいという、それなら県立の短大を四年制にしたらどうだというようなお考えのもとで四大化をご要望というのが多いということです。

それから、現実の問題としても、多分お子さん方といいましょうか、かなりの方が、いってみれば希望者が全員が大学へ行けるような時期をそろそろ迎えてきていますので、短大よりもできたら四大へという志向が強まってきているのも、世の流れとすればあるのかもしれません。

ただ現実に、そういう中で、また県立短大というのが逆に歓迎されている向きもあるものですから、特に卒業生の就職といった部分は、逆に短大だからという存在価値もあるものですから、県とすれば、どちらにもある意味ではメリットがあるのかなというような気はしております。ただ、現状、今、県として直ちにそれに四大化に踏み切るとか、短大のままでいきましょうという答えを出しているわけではありませんけれども、ご要望とすれば、そういうものが多いと感じております。

#### (堀委員)

検討というのは併用ということですか。短大と四大と両方一緒に、四大になれば、全部が四大 ということではなくてね。

# (浦野総務部長)

いや、そこは結論が出ていないです。

## (堀委員)

結論が出ていないわけですね、わかりました。

## (矢嶋部会長)

いいですか。四大も少子化で前途は厳しいですけれども、短大はさらに厳しいという、こういう・・・

# (堀委員)

当社の、企業から見ると大変に県短の方は非常に価値がありまして、四大よりも逆に県短の事務の人たちをあえて希望しておるものですから。

## (矢嶋部会長)

ではご質問としてはいいですか、よろしいですか。

## (堀委員)

わかりました。

## (勝山委員)

民間企業としては同感でございます。一概に言ってはいけないんですけれども、やはり県短の人は、地元の企業としては安心して採用できるというか、歴代から何人も見ていますから、相対的にレベルはいいし、それから地元出身者で地元の県立短大を出るというようなところを踏まえていくと、地元の企業としては非常に採用の有力な先としてずっと考えてはおります。ですから短大と四大、両方を併用したようなものができれば。今、県短ということ、2年で、しかも学科が少ないですから、やはり高校を卒業するときに、大学を選ぶときに魅力度が落ちてきているのではないかなと。大学へ行けばいいというだけではなくて、何をやりたいというところには十分こたえていないと、結局、県外へ進学するというケースが多くなってきているような気がするので、県立の大学として、より魅力度を高める施策であれば打っていった方がいいだろうと思います。

# (矢嶋部会長)

短大の所管は総務部ですよね。しかとまた受けとめていただいて、ご検討をお願いしたいと思います。

#### (表委員)

いいですか。一つ聞いておきたいのは、県短大のスタッフといいましょうか、教授会はどういう姿勢といいましょうか、方向性を持っているんでしょうか。

#### (浦野総務部長)

四大化の検討をされていることは確かですけれども、結論はまだ得るには至ってはいないという状態だろうと思います。

#### (表委員)

やはり大学という教育機関が取り組むべき改革というのは、現状のスタッフたちが、改革にどれほど熱心に取り組めるかということにかかってくるだろうと思います。ですからそこを抜きに、外部からというようにはなかなかいかないのではないかと。それから、この外部監査法人の報告書、この概要を見せていただいて、確かに栄養士の分野に関しては、管理栄養士制度ができて以来、やはり管理栄養士を持っていないと、なかなか民間社会においても活躍が厳しいという環境がつくり出されてきていますから、こういうことを強く要望としてあるのだろうと思います。

例えば逆に保育科の場合、幼稚園教諭の課程でもし四年制になれば、上のレベルの教諭免許になりますし、そういうことも含めて、幼稚園、保育園等々で、なかなか四年制出身者を採用できない、したくてもできないという状況もまたあるわけです。東京の伝統を持っている、かつての

保育系の短大が四年制にしていって非常にやはり困難に直面している、全体として。そういう実態もありますから、それぞれの科の状況というものがあるんだろうと。勝山委員さんがおっしゃったような、地域で評価されている、そういう短大としての評価を受けている科というものはあるわけですから、それらのことをどう組み合わせながら、県短大そのものが、県立大学としてどういう将来展望をつくっていくのかということが、まず今の教授会等々で何かの形が出てこないと、なかなかそのところには踏み込めないのではないかとい感じを私は受けています。

## (矢嶋部会長)

ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見、坂井先生どうぞ。

## (坂井委員)

県の看護大学、1学年は80名でしたでしょうか、80名ですね。それで今度、佐久にやはり1学年80名、信大が一昨年から70名で大学ができているわけですけれども。今回、佐久の大学ができて、今まで実績はありますが、県の看護大学は、例えば定員割れになりそうだとか、そんな予測というのはないんでしょうか、少し心配はしたことがあるんですけれども。

#### (渡辺衛生部長兼病院事業局長)

それは今のところは心配ないようです。

#### (坂井委員)

看護師は、これはもう非常に足りないことはわかっているので、できれば大勢ほしいなという ことです。

それと、もう一つ、よろしいでしょうか。短期大学で学科が3学科ある中で、今、管理栄養士 養成が問題になって四大化が取りざたされているわけですね。私も国でいう特定健診にしても管理栄養士の需要というのは非常に多いので、おそらく今後増えていくのではないかなと思います。 そうなると、四大化で定員も増やしてもいいのではないかなと思いますが、ほかの学科と比べる と、授業内容がちょっと異なってくる面もあるので、看護大学へ管理栄養士養成課程を持ってい くような形というのはできるかなと思ったんですが、そんな考えはないでしょうか。

#### (矢嶋部会長)

答えられる範囲でいかがですか。

## (渡辺衛生部長兼病院事業局長)

衛生部としては、今のところ、そういう考えは持っておりません。

#### (坂井委員)

そうですか。教員とかいろいろな実習とか、そういうことを考えると、一つの考え方かもしれないと思いますが。これは単なる意見です。

大学のあり方の問題は、また別途きっと検討する場面があると思いますので、そこで四大化の問題とか、統合という問題があればそれもやるんだろうと思います。本専門部会では、当面これからの審議の対象でございませんので、意見としてはご披露していただきますが、結論は出さないということでございます。

## (石田委員)

いいでしょうか。私も前にちょっと申し上げたことなんですが、県立短大について申し上げると、この人数ですね、それで職員数等を考えると、あえて独立行政法人化というのは検討するのは早いのではないかなと。ここに少し書かれているように、四大化、何かを希望されるときに検討されるべき事項じゃないかなと。それで、今、表委員が言われたとおり、内部の改革に力も要るでしょうし、どうお考えるになるかというのも一つ重要なことだと思います。

それから工業技術総合センターについても、今の予算規模からすると、独立行政法人化するの はちょっと早いのではないかなという気がするということです。

#### (矢嶋部会長)

ありがとうございました。ほかによろしいですか。

それではこの問題につきましても、ずっと継続的にではないんですが、議論をしてきまして、 これも今日一定の取りまとめをしたいと思っております。

過去の意見、それから先ほどまで出された意見、さらには、先ほどの外部監査法人の意見とか議会の議論、その他、いろいろなところでの意見を勘案しますと、まず大学についてなんですが、短期大学については、四年制の問題をどうするのかという大きな議論があるようでございますので、やはりその議論の成り行きには注目をせざるを得ないだろうと思われます。この議論の今後の推移を見定めた上で、経営形態についても改めて議論をすることが適当ではないかということで、そんな方向の集約をさせていただければと思っております。

それから看護大学についてですが、これもいろいろな意見が出ております。単科の大学ということもありまして、事務職員数が7人ですか、非常に小規模な事務スタッフになりますが。独法化するとなりますと、独自の財務、給与等のシステム運営をしていかなければならないわけですけれども、現在の事務職員数の体制では、少し対応が難しいだろうということでございます。そうしたコストと比較したときに、独法化制度の導入の効果が見込めるのかどうか、さらに検討することが必要というような集約をしてみたらどうかと思っております。

それから、今日は意見出なかったんですが、これまでは意見を若干いただいておりますが、試験研究機関でございます。歳入歳出決算額が、さきほどの資料で、約5億円余りという、規模的には必ずしも大きいとはいえない状況かと思います。これも独法化するといたしますと、看護大学と同様に、独法化のコストという問題と比較して、本当に独法化の効果が認められるのかどうかという、そんな検討をさらにする必要があると思いますので、そんなまとめをしてみたらどうかなということです。

いずれも独法化がいいとか悪いとか、答えを出すには、少し心配な材料があり過ぎるというようなことでまとめたいと思いますが、ご意見、ございますか。

そんなことでよろしければまとめをさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

## (3) 民間委託等の推進に関する基本的な考え方について

# (矢嶋部会長)

それでは、次に(3)にまいりますが、「民間委託等の推進に関する基本的な考え方」という方に移ってまいりたいと思います。

前回まで民間委託等について議論をしてまいったところですが、専門部会での議論の状況が報道されましたことで、教職員の組合などから、民間委託を心配する内容の要望書等が提出をされております。その状況と内容について、事務局からご紹介いただきたいと思います。また前回の議論を踏まえまして、基本的な考え方を修正した資料を作成していただいておりますので、あわせて説明をお願いします。

<資料4について、藤森行政改革課長から説明>

## (矢嶋部会長)

ありがとうございました。資料にもございますとおり、皆さんのところへ各団体から要望が届いたかと思います。私のところへも2、3通届いたところでございます。かなり個別業務の心配をされているなという感じがいたしたわけでございます。ただいまの説明、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたら、お出しをいただきたいと思います。

#### (石田委員)

学校図書館の件ですが、私が私なりに勉強したところ、学校図書館法というのがございます。 学校図書館には司書教諭を置かなければならないとかとあるんですが、ここでいっておられる民間委託というのは、司書教諭を当然置いた上で、それ以外の司書の方がおられて、それをどうするかという問題でございますか。

#### (藤森行政改革課長)

司書教諭自体は置かなければいけませんので、それぞれの学校に置いております。それ以外に、 司書の資格を持った職員がそれぞれの高校なりに配置をされているということで、その部分を委 託するかどうかということでございます。

# (石田委員)

そうすると、県としては、司書教諭以外に司書の方を置かれてやっておられるということですね。私、個人的には非常にこれは結構なことだと思っています。学校図書館というのは非常に重要ですし、子供に本を読ませるというのは重要なことですので、県として非常に重要なことをやっておられると思いますので、最初に説明していただいたんですが、「さらに県において個別の業務ごとの事情等にも十分留意しながら」というのは、今、やっておられることについて、県として重要なことをやっておられると私は個人的に思っておりますので、それについても十分に検討

されて、重要性についてよりよく県として判断していただくということで、私個人もその中身を 詳しく見ておりませんので、ここに注意書きもしていただいていますので、そういう前提でお書 きになっているということで理解してよろしければ、そういう書き方でよろしいと思っておりま す。

## (矢嶋部会長)

ありがとうございました。すべての業務にわたって、個別のしっかりした検討を加えていただく必要があると思いますので、その点はどうぞよろしくお願いしたいと思います。

前のご意見をいただいて、修正になっているのがありますが、例えば官公需の関係など、中村 (雅)委員さん、何か。よろしいですか。

# (中村(雅)委員)

前回、質問なり意見を言わせていただいたところが反映させていると思いますし、全体として 個別業務はここでは議論しませんので、全体としてはこういう方向性でよろしいのではないかと 思います。以上です。

#### (矢嶋部会長)

ありがとうございました。ほかの委員さん、いかがですか。

それではこの問題につきましても、一応まとめに入りたいと思います。先ほどの要望等を聞かせていただきましても、各団体から具体的な業務について心配する声が寄せられているわけですけれども、当部会としては、これまで個別の業務内容に踏み込んでの議論は、ご案内のとおり、してきていないわけです。また委員の皆さんの構成等からしても、さまざまな業務のそれぞれについて、個々具体的に取り上げるということは必ずしも適当ではないのではないか、こんな思いがするわけでございます。

つきましては、こうした個別事情については、県当局においてさまざまな状況を十分しっかりと考慮していただいてしかるべく対応していただくことといたしまして、その上で、今日資料にございましたが、総論については、今回提出いただいた資料の考え方に沿って、民間委託に対する基本的な考え方を整理し、民間委託については、適切なものは今後より一層推進していただくことが適当であると、そんなことで部会としての方向性を集約させていただければと思いますが、ご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

## (勝山委員)

本当に個々の事情は、また同じようにきちんと調べなければ結論が出せない話ですので、総体的に部会長のおっしゃったことでよろしいのではないかと思います。

この中で具体的に挙がっているのは、書店商業組合で、これは現実を見ると、今どこに本屋さんがあるのかというのが地域の状況です。大手のチェーンというのは別にしまして。私ども伊那ですけれども、本当に子供向けの書店まで入れて4店舗。諏訪があれだけの企業があって、本屋さんというのは2店舗です。岡谷は1店舗になりましたからね、ほかの大きい書店は別ですけれども。そういうことが、それこそ地域の行政みたいな観点からすると、非常に残念なことである

と。それぞれの努力も当然あるし、後継者の問題、いろいろやっていくときりがない話ですけれ ども、ただ、そういったところのニーズというのを全く無視したような結論の出し方は適当では ないんだろうなとは思っています。

## (矢嶋部会長)

ありがとうございました。ほかによろしゅうございますか。それでは、今日の集約とさせていただきたいと思います。

## (4)行政機構審議会への報告書の構成案について

# (矢嶋部会長)

では最後の項目に入ってまいりますが、「(4)行政機構審議会への報告書の構成案について」 にまいりたいと思います。

本日の審議で、当部会に諮問された事項については、おおむね方向性が集約されたと思いますので、次回は本体の審議会に提出する具体的な報告案をご審議いただきたいと思っております。 報告書の全体の骨子といいますか、構成案を事務局からご説明をお願いしたいと思います。

## < 資料5、藤森行政改革課長より説明>

#### (矢嶋部会長)

ありがとうございました。先ほど取りまとめを行ったものがこの中に埋め込まれるわけなんですが、さきほどの意見の中で、配慮してもらうべきことがたくさんありました。今のまとめの中でも、1ページの一番下の、新たな経営形態に移行に当たっての留意事項というのがありますが、先ほどの意見では、移行した後もこういうことに留意してもらいたいという意見が出ていますから、この辺はしっかり書き込んでいただければと思います。そのようなことを踏まえまして、委員の皆さんから、ご質問、ご意見等ございましたらお願いをしたいと思います。

これは、細かい文言はそのときまでに配っていただける、送っていただけるということでいいですか。少し読む時間が必要なので、あまりぎりぎりにならないようにお願いしたいと思います。 よろしゅうございますでしょうか、この組み立てはおかしいとか。

## (勝山委員)

組み立てはいいんですけれども。先ほど意見はなかったんですけれども、試験研究機関の経営 形態について、こうあるんですけれども。ここで独立行政法人とする場合のイニシャルコスト、 ランニングコストということから何々と、というそれはそれで一つの理由なんでしょうけれども。 長野県の、特に製造業に関していえば、この研究機関があることが非常に役に立っているし、特 に今やっている仕事ではなくて、新しいものをやろうという場合は、それに関する試験装置や製 造装置が基本的にないものを始めようとするときには、試験装置自体が、非常に、今、高額なも のですから、こういう存在というのがやはり長野県の産業の育成するには非常に重要であるとい う観点で、どうするかという視点がぜひほしいと思います。

私も大変賛成できる意見です。そんなものを少し入れておいてください。私も商工会議所にいてうんと役に立ったんですよ。零細企業にとっては本当にありがたい。よろしゅうございますか。

それでは次回の専門部会では、あらかじめ送っていただいたものに基づきまして、報告書の案の審議をいたしたいと思いますので、事務局の方は、準備の方、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは約束の4時が近づいてまいりましたが、本日の予定、一応これで終わったわけでございます。全体を通じて何かご質問、ご意見等ございましたら。今日は取りまとめをやりましたので、どうしてもというのがありましたらお出しをいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは次回の予定につきまして、事務局からお願いをいたします。

# (5)その他

## (行政改革課 井出課長補佐)

次回の予定でございますが、8月27日の水曜日に開催をしたいと思います。改めて文書で通知をさせていただきます。

#### 3 閉 会

## (矢嶋部会長)

次回は8月27日、水曜日ということでございます。

委員の皆様には長時間にわたりまして、ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、 本日の専門部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。